

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 33,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 452,285 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和3年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	179,847	128,629			6,841	44,377
	高齢者福祉費	93,341	5,652		6,057	10,905	70,727
	児童福祉総務費	12,644	2,789	7,100	801	261	1,693
	児童措置費	34,070	28,644			725	4,701
	保育所費	58,541	4,365		2,128	6,952	45,096
	児童福祉施設費	8,415	2,902		1,010	601	3,902
	小計	386,858	172,981	7,100	9,996	26,285	170,496
保健衛生	保健総務費	33,440	56			4,459	28,925
	健康推進費	31,870	11,633		3,344	2,256	14,637
	小計	65,310	11,689	0	3,344	6,715	43,562
合計		452,285	184,787	7,100	13,340	33,000	214,058

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。